

紀南環境広域施設組合監査委員が保有する個人情報の保護等に関する規程

制定 平成 25 年 11 月 6 日 監査規程第 3 号

改正 令和 5 年 4 月 1 日 監査規程第 1 号

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 30 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。）及び紀南環境広域施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年紀南環境広域施設組合条例第 1 号）の規定に基づく紀南環境広域施設組合監査委員が保有する個人情報の保護等については紀南環境広域施設組合個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年紀南環境広域施設組合規則第 1 号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 6 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日監査規程第 1 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施工する。